

実務経験に算入される学外インターンシップのありかた

How should the internship training at master course level be conducted to be eligible for counting as real world experience?

古瀬 敏
デザイン研究科

Satoshi KOSE
School of Design

2005年11月に明らかになった「構造計算偽装事件」は、建築士法の改正につながった。そこでは、学部教育での履修科目の明確化、そして大学院における実務経験（インターンシップ）の認定の厳密化が導入された。新しい事態に対応するため、デザイン研究科と空間造形学科ではカリキュラムとシラバスの改定を行った。ここではその概要と今後の課題について述べる。

Structural calculation forgery problem revealed in November 2005 led to the amendment of Japanese Act on Architects and Building Engineers. It included clearer definition on architectural schools' curriculum necessary for application to examination for qualification as professionals, and stricter requirements for graduate schools to certify internship training at master course level to be eligible for counting as real world experience. In order to respond these, School of Design and Department of Space and Architecture introduced new curriculum and syllabus. This article reports what have happened and what still need to be done.

はじめに

2005年11月に発覚した建築物の構造計算偽装事件に端を発した建築士の資格のあり方に関する議論は、結果として2006年の建築士法改正につながった。これはある意味で手をつけかねていた積年の問題点を一気に処理しようと、国土交通省がチャンスを利用したという側面もある。改正された建築士の仕組みのうちで大学での教育に関わるものは、学部教育で履修すべき専門科目の明確化、そして大学院における実務経験の認定の厳密化であった。これらの制度変更に対応するため、本学ではカリキュラムの見直し・追加、そして大学院における実務経験に関わる教育の変更を行わなければならなかった。

後者に関しては具体的な内容が明確に定まらないまま実行に至ることになったため、建築学会で議論して大学の側の意向が反映されるように意思疎通を図ることになり、2007年に「全国建築系大学教育連絡協議会」が設立された。また、全国一律の議論では東京の建前のみが主に意識され、地方ごとの事情が反映されないだろうということで、とくに学外インターンシップに関して、東海地区における大学の関係者とそのやり方を検討する場が設けられることになった。ここではそうした議論の経緯を報告する。なおこうした大学院カリキュラムの変更の検討、そして東海地方での連絡調整作業への参加に当たって、平成21年度と22年度の2年間、デザイン研究科長特別研究の予算の配分を受けた。

制度変更の学部履修への影響

大学学部における履修については、受験資格に関する規定の変更が重要であった。ここでは、従前は暗黙の了解事項であった具体的な教育内容にも踏み込むことになった（注：新しい法律に盛り込まれた変更は、平成21年度入学の大学・大学院に適用され、それまでに在籍していた学

生は旧来のルールが適用されるとされた）。

教育に関する変更は専門科目の履修についてであり、それまでの「建築学科」課程の包括認定が、履修科目と単位数の規定化として明示化されて置き換えられた（注：最低単位数は、建築設計製図7単位、建築計画7単位、建築環境工学2単位、建築設備2単位、構造力学4単位、建築一般構造3単位、建築材料2単位、建築生産2単位、そして建築法規1単位であり、その他専門と認められるものを加えて60単位履修すれば、実務経験2年を経て一級建築士の受験が可能となる）。詳細は下記Webを参照されたい。
http://www.jaeic.or.jp/kamoku-tanijitumu_090105.pdf

本学デザイン学部空間造形学科では、この新しい仕組みに対応するためにカリキュラムの手直しを行った。具体的には、必要単位を満たすための科目の拡充、つまり構造力学Ⅱと構造計画Ⅱの追加、建築法規の独立科目化、そして合わせて1科目になっていた建築材料と施工計画の分離独立、である。これらの要求は、工学部系の建築学科では従前からのカリキュラムの変更なしでそのまま対応できた内容であるが、美術学部系の学科であった本学空間造形学科ではそれまでの科目では履修内容が不十分であるとされたわけである。なお、建築法規に関しては、古くからある大学の建築学科では教えていなかったところもあるが、今回の改正によってカリキュラムに組み込むことが要求された。なおこのカリキュラム変更は、たまたま本学におけるカリキュラム見直しのタイミングに合致することになったので、比較的スムーズに進んだ。

大学院実務経験認定について

もう一つの大きな変更が、大学卒業後の一級建築士試験受験の前提となる実務経験2年という要件に関してである。これまでは建築系大学院（修士）修了をもって、就職した場合と同等に2年の要件を満たすとみなしていた。この点に関して、現実には大学院のほとんどが研究を主として

行っているからそれを実務経験として認めるのはおかしい、という強い異議申し立てが設計実務界からなされた。

たしかに構造や環境・設備などの実験・研究を行って修士論文を書く学生は、大学院では狭い意味での「建築設計実務」に携わっているわけではない。ただ、修士課程を終えてから建設会社や設計事務所に就職する大学院学生も多く、もしその在学期間を実務経験として一切認めないということになれば大学院進学者が激減するのではないかと、危機感を抱いた大学院関係者は、狭い意味での実務経験だけが将来役に立つわけではないと強く反発した。

インターンシップ制度の導入

これに関してのやりとりは国土交通省の社会資本審議会の関係部会の場でかなり続いたが、結局設計実務実習である「インターンシップ」とその関連講義と演習を一定時間行うことで実務経験として認めるという内容で関係者の妥協が成立し、21年度から実施されることになった。

具体的には、インターンシップを行うために必要な科目として講義を8単位、そしてそれに関わる演習（実験や実習を含む）を8単位までは準備として認定し、残りはインターンシップとしての単位取得を求めた。そして、合計して30単位を履修すれば2年の実務経験、15単位を取れば1年の実務経験（この場合に最低取得すべきインターンシップは4単位とされている）、ということになった。具体的な内容については、国土交通省の指示のもと、(財)建築技術教育普及センターに設けられた委員会が検討を行い、基準等を定めている。これについては下記Webを参照されたい。

http://www.jaeic.or.jp/kkaisei_daigakuin1_080725.htm

最終的にそのように決まったことに対して、建築系大学院の対応はさまざまであった。最初の年は認定を要請せずに様子見を決め込んだところもあり、他方、設計者養成が中心であることから積極的にインターンシップ制度を教育に組み込んだところもあった。すべてを学外インターンシップとすることは、学生のみならず受け入れる側の負担も大きくなることから、一定条件の下に学内インターンシップ(大学外に出ることなく、学内において教員の指導・指示のもとに設計実務を行う)も認められることになった。

本学の対応

本学は研究科にいわゆる「Professor Architect」、自身が設計事務所を主宰したことがある建築設計者である教員がいることもあって、学内インターンシップが行えることから、通例は修士課程で「特別研究」となっているものを、「建築設計実務」として設計実習に重点を置いた正式な科目とすることで、指導教員に指導されること自体が実務経験としての単位履修になるように仕組みを整えた。特別研究の単位数は通年6単位であるから、修士在籍2年間で12単位になる。これとインターンシップのために必要な科目と演習それぞれ8単位を加えると28単位になるので、学外の設計事務所などに出かけるインターンシップを最低2単位履修すれば合計して30単位、つまり2年間の実務経験と認定されることになった。

多くの大学院では学内インターンシップだけでたくさんの履修者に対応することは困難であり、しかし学外で長期間インターンシップを行うことも難しいので、2年の実務経験を認定できるかどうか迷っているところがかかり見られた。また、大学によっては、インターンシップ分を修士修了要件の単位として認めないところもあり、その場合には実務経験としようとする学生にとってかなりの負担になる（履修する他の科目とその演習がインターンシップのために必要なものとされていれば、4単位以上のインターンシップを含めて合計15単位以上を満たして1年間の実務経験とするのはさほど困難ではないと推察される）。

また、初年度の大学院インターンシップに関しての「建築技術教育普及センター」による下記のアンケート調査結果では、学生のほうでも期間をどうするか迷っていたようである。

(http://www.jaeic.or.jp/kkaisei_daigakuin-questionnairekekka_101008.pdf)

具体的な仕組みの検討

さて、学部に関しては21年度入学生からの適用なので4年間かけて準備がなされればいいわけだが、大学院は2年間でインターンシップ履修も含めて終わらせなければならない。したがって大枠が決まってから具体的なやり方を決めて実行するまでの余裕期間がほとんどない。このため、学生の希望に沿う形で学外インターンシップの受け入れ先を決め、さらに内容も決めるのは、いわば走りながらということになった。ここでの受け入れの不公平をなくすのが、東海地区での検討事項の大きな眼目であった。

すでに学部で実施されているインターンシップの仕組みや書式を準用することを基本とすれば、詰めるべきは内容に関してであるが、インターンシップを希望する大学院学生と受け入れる組織（設計事務所や建設会社など）とのマッチングがいちばん難しいと想定された。これは、希望する学生に対して、実習内容で一定水準を確保でき、かつ受け入れてくれるところが十分な数見つかるかがわからなかったからである。

そこで、東海地区では、学生側から希望の申告を受け、受け入れ可能とした設計事務所・建設会社とのマッチングを、Webに入力してもらうことで達成しようとする仕組みを構築した（愛知県建築技術支援センターインターンシップ制度検討委員会、2010）。

ただ、現実には学生側の利用がそれほどなかったのと、それ以外の調整で何とか希望が満たされたことから、煩雑なコンピュータシステムの利用は実用的ではないという判断になった。翌年には、設計事務所団体、構造技術者協会、設備設計・施工関係団体、といった各業界団体側が受け入れを調整しやすい仕組みをそれぞれ整えたので、いわば包括的にそこに学生側からの希望を伝えるという方法に切り替えた。現時点までのところ、東海地区ではこれでうまくいっている。これは、当初危惧したほどにはインターンシップの希望数が多くなかったことも起因している（先述したとおり、大学によってはインターンシップの単位が修士修了要件単位から外されているので、2年分は時間的に困難）。

インターンシップを行うために必要な科目とその演習

この定義はかなり抽象的であり、当初の申請時からかなり苦労した部分である。たまたま筆者は本学に着任する前は独立行政法人建築研究所に在籍していたが、そこはもともとは建設省建築研究所であり、行政部局とのやりとりも多く、その結果として行政官の発想もある程度見当がついたので、設計実務を行うに当たって何をその基本として学ぶべきかの説明のポイントを考え、申請書類の作成に関与した。

その過程で、標準的な「建築デザイン」「都市デザイン」などに加えて、「ユニバーサルデザイン」を合わせて申請することを考えた。これは、すでにわが国においてもハートビル法（高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）が1994年に成立し、2002年改正からは一部要件が建築確認の対象となって義務化された（2006年には交通バリアフリー法と合体され、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」となった）ことから、バリアフリー／ユニバーサルデザインが当たり前になったのを踏まえ、法律の理念と枠組みを考えながら設計する演習までつなげようとしたものである。

先述したように、建築法規が学部で学ぶべき内容として1単位とされたが、建築関連法規制は建築基準法だけではなく、都市計画法、消防法など数多くあり、バリアフリーについては学部ではたぶんほとんど内容を学ばないであろう。しかし、時代を考えると、省エネルギーと並んで建築物が満たすべき法的要件としてますます重要になってきており、大学院で学んでおくべきだと判断した。これは、いわゆる意匠設計が設計者の意識の大半を占めており、構造設計や防火設計でさえ後からのつじつま合わせとなる場合が少なくないのを見ると、出発点で意識してもらわないと困るということである。

当方での教え方の参考にしようと、他の国でバリアフリーに関してどのように教えているかを把握しようと試みたが、なかなかうまく情報が把握できず、一部しかわからなかった。たまたまヒアリング調査したベルギーの大学では、法規は法律の専門家に講義を依頼しているということ、中身までは把握できなかった。多くの国では細目は法規ではなく標準などで記述していることが多く、その場合は適合がどのようにして担保されているか個別に把握しなければならぬが、残念ながらそれを行うことができず、当座はわが国の法規制の説明と部分的な情報とで講義と演習を進めることにしている。

なお、ISO（国際標準機構）において足かけ10年掛けて議論された「建築物のバリアフリー設計標準」が概成し、投票にかけられることになったので、法規ではなく標準で内容を定める場合の物差しが一応できることになる。筆者は日本代表の専門家として当初から議論に加わったが、途上国など北欧ではない国の状況を踏まえずに数字が一人歩きする可能性を危惧し、それらを参考情報のレベルにとどめるべきだと主張して、一貫して反対票を投じることになった。

さまざまな課題

とりあえずは動き出した大学院インターンシップであるが、ここに至るまでにいくつかの問題が浮上り、まだ解決できていない案件もある。それらについて簡単に述べることにする。

1) 2009年度の制度導入に向けて、日本建築士会連合会が試案として提示したインターンシップガイドがあるが、そのなかには、インターンシップ受け入れに当たって、設計事務所の指導担当者に対して大学側からの謝礼支払いを求めるという考え方が入っていた。これは、大学に非常勤講師として指導に行く場合には講師謝金（給与）が発生するのだから、たとえ学生のほうが設計事務所に出向くのであっても指導という中身は変わらない、それゆえに謝礼があるべきだ、という主張であった。大学側としては、インターンシップという名称をつけて従前からある仕組みに則るからには、お金のやりとりが発生しないというのが制度の大前提であり、謝礼という発想は受け入れられない、と回答した。むしろ非常勤スタッフとの関係で、インターンシップに来ている学部学生にも何らかの謝金を支払っている組織もあるから、大学・学生側から謝礼を支払うことはたぶんインターンシップという名称が変わらない以上はあり得ないであろう（これについては、インターンシップの学生は無給のアルバイトだと思っている受け入れ側もあるという意見も出されていて、意識のギャップは大きそうである）。

2) これまでもインターンシップを行う場合、「つて」で受け入れ先を決めることがあった。今回の制度導入によって、希望者数がこれまでに比べてずっと多くなるため、早めに、またコネなどを使うことによって、行きたいところに手を打つという、いわば抜け駆けが起こりうる。これについては、ある意味で（暗黙であっても）紳士協定に期待するしかないかも知れない。なお、大手建設会社の一部では、本社の意向と支社の実際の動きとがずれていることもあるらしい。

3) 受け入れて行うインターンシップ内容の標準化はできるのだろうか？ この点について、一般的な書式などは統一できるとしても、計画系（意匠設計）、構造設計、そして設備設計とでは実際に行う中身はかなり異なるはずとの共通認識があり、産学連携建築教育連絡会議（注：2009年6月に設立された。構成団体は、日本建築学会、日本建築士会連合会、日本建築士事務所協会連合会、日本建築家協会、建築業協会、日本建築構造技術者協会、建築設備技術者協会、そして全国建築系大学教育連絡協議会。なおオプザーバーとして国土交通省が関わっている）の作業ワーキングとして、この3つに分かれてそれぞれ分野での内容・書式の検討が行われた。その結果は2011年4月に報告されている。これを受けて、今後はそれぞれの特徴に応じた対応がなされやすくなると思われる。

4) インターンシップの受け入れ先は基本は建築設計事務所であり、次いで設計部門を持つ建設会社・設備会社であるが、行政部局でもいいのかという疑問があった。これについてはいいという判断がなされている。また、工事部門への配属に関しては、純粋な施工現場はダメだが監理はいいとされているようだ（「管理」は実質的にはグレーゾー

ンのようである)。設計者が行う業務範囲というのが原則とされているようだ。

今後に向けて

本学のインターンシップは学内と学外と2種類ある。学外インターンシップは1年生の夏休み以降、合計で4回履修することが可能であり、また内容に関しては意匠設計だけでなく構造設計などを知るために出かけてもいのように申請時に記載しているが、現時点までのところは学外インターンシップ履修は最低限度の2単位履修にとどまっている。実務経験のためのインターンシップが修了要件にカウントされない他大学に比べれば、本学は単位履修条件は有利なのだが、学生がそれをうまく活用していないのではないかと思われる。

ただ、インターンシップ先の選定に関しては、地元浜松は必ずしも地の利がいいわけではない。さまざまなことが経験できる大きな設計事務所がないからで、この点を何とかしないと次のステップに進めないかも知れない。

参考文献

全国建築系大学教育連絡協議会設立総会シンポジウム「資格制度と大学および大学院の建築教育について」、日本建築学会・全国建築系大学教育連絡協議会、2007年7月2日

2007年度日本建築学会大会（九州）全国建築系大学教育連絡協議会研究協議会資料「これからの大学および大学院の建築教育のあり方」、日本建築学会・全国建築系大学教育連絡協議会、2007年8月30日

2008年度日本建築学会大会（中国）建築教育部門研究協議会資料「建築士制度と今後の学校教育—いま建築教育に求められるもの」、日本建築学会建築教育委員会、2008年9月20日

2009年度日本建築学会大会（東北）建築教育委員会＋全国建築系大学教育連絡協議会研究協議会資料「実務経験におけるインターンシップの位置づけ」、日本建築学会建築教育委員会・全国建築系大学教育連絡協議会、2009年8月27日

インターンシップ制度円滑化サポート業務報告書—インターンシップ制度検討委員会の活動成果—、愛知県建築技術支援センターインターンシップ制度検討委員会、2010年3月

全国建築系大学教育連絡協議会総会および付随シンポジウム、日本建築学会・全国建築系大学教育連絡協議会、2010年9月11日

全国建築系大学教育連絡協議会総会および付随シンポジウム、日本建築学会、全国建築系大学教育連絡協議会、2011年8月25日